

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十五年六月二十七日

香川県知事 真 鏡 武 紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

丸亀市中津町1676番地

株式会社伏見製薬所

代表取締役 伏見豊

(2) 事業場の所在地及び名称

丸亀市中津町1676番地

株式会社伏見製薬所本社工場

(3) 特定施設に関する事項

種 類	力	有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設
能 力	6 m ³ /回	1 基
工 期	工事着手予定年月日	許可後
	工事完成予定年月日	許可後 1 週間
等	使用開始予定年月日	完成後
使用時間間隔及び1日当たり の 使用 時間		8 時間連続使用
排出される汚水等の汚染状態	項 目	通 常 最 大
	水素イオン濃度	7～10
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	100
		100

化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	1,000	1,000
浮遊物質質量 (mg/ℓ)	10	10
窒素含有量 (mg/ℓ)	5	5
りん含有量 (mg/ℓ)	5	5
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	1.7	2.0
特定施設の使用の方法について参考となるべき事項	全量、産業廃棄物として委託処理される。	

種 類	力	有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設
能 力	0.314 m ³ /回	1 基
工 期	工事着手予定年月日	許可後
	工事完成予定年月日	許可後 1 週間
等	使用開始予定年月日	完成後
使用時間間隔及び1日当たり の 使用 時間		8 時間連続使用
排出される汚水等の汚染状態	項 目	通 常 最 大
	水素イオン濃度	6～8
	排出される汚水等の量 (m ³ /日)	(トルエン溶液) 2.345 (トルエン溶液) 2.345
特定施設の使用の方法について参考となるべき事項	全量、循環再使用される。	

種 類	力	有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設
能 力	5 m ³ /min	1 基
工 期	工事着手予定年月日	許可後

期	工事完成予定年月日	許可後1週間		
等	使用開始予定年月日	完成後		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続使用		
排出される項目		通	常	最大
汚水等の汚染状態	水素イオン濃度		7～11	7～11
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)		250	250
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)		1,500	1,500
	浮遊物質 (mg/ℓ)		10	10
	窒素含有量 (mg/ℓ)		5	5
	りん含有量 (mg/ℓ)		5	5
排出される汚水等の量 (m ³ /日)			1.5	2.0
特定施設の使用方法について参考となるべき事項		全量、産業廃棄物として委託処理される。		
種	類	有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設		
能	力	6 m ³ /回 1基		
工	工事着手予定年月日	許可後		
期	工事完成予定年月日	許可後1週間		
等	使用開始予定年月日	完成後		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		8時間連続使用		
排出される項目		通	常	最大
汚水等の汚染状態	水素イオン濃度		6～8	6～8
	浮遊物質 (mg/ℓ)		10	10

態	窒素含有量 (mg/ℓ)	5	5
	りん含有量 (mg/ℓ)	15	15
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		3.0	3.3
特定施設の使用方法について参考となるべき事項		全量、産業廃棄物として委託処理される。	
種	類	有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設	
能	力	105L/回 2基	
工	工事着手予定年月日	許可後	
期	工事完成予定年月日	許可後1週間	
等	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		8時間連続使用	
排出される項目		通	常
汚水等の汚染状態	水素イオン濃度		6～8
	浮遊物質 (mg/ℓ)		5
	窒素含有量 (mg/ℓ)		5
	りん含有量 (mg/ℓ)		0.1
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		1.6	1.8
特定施設の使用方法について参考となるべき事項		全量、産業廃棄物として委託処理される。	
種	類	有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設	
能	力	0.250 m ³ /回 1基	
工	工事着手予定年月日	許可後	
期	工事完成予定年月日	許可後1週間	

等	使用開始予定年月日	完成後
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	8時間連続使用	
排出される汚水等の汚染状態	項目	常 大
	水素イオン濃度	6～8
排出される汚水等の量(m ³ /日)	(トルエン溶液) 0.591	(トルエン溶液) 0.591
特定施設の使用方法について参考となるべき事項	トルエン溶液は、製品として次工程へ進む。ろ過残渣は、全量、産業廃棄物として委託処理される。	
種	類	有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設
能	力	0.380 m ³ /回 1基
工	工事着手予定年月日	許可後
期	工事完成予定年月日	許可後1週間
等	使用開始予定年月日	完成後
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	8時間連続使用	
排出される汚水等の汚染状態	項目	常 大
	水素イオン濃度	6～8
排出される汚水等の量(m ³ /日)	(IPA溶液) 0.5	(IPA溶液) 0.5
特定施設の使用方法について参考となるべき事項	IPA溶液は、製品として次工程へ進む。ろ過残渣は、全量、産業廃棄物として委託処理される。	
種	類	有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設

能	力	20 m ³ /min 1基
工	工事着手予定年月日	許可後
期	工事完成予定年月日	許可後1週間
等	使用開始予定年月日	完成後
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続使用	
排出される汚水等の汚染状態	項目	常 大
	水素イオン濃度	7～11
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	300
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	3,100
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	15
	窒素含有量 (mg/ℓ)	10
	りん含有量 (mg/ℓ)	0.3
排出される汚水等の量(m ³ /日)	0.2	
特定施設の使用方法について参考となるべき事項	全量、産業廃棄物として委託処理される。	
(4) 汚水等の処理施設に関する事項 変更なし		
(5) 排出水の汚染状態及び量 変更なし (備考) 今回申請のあった特定施設から生じる汚水は、産業廃棄物として委託処理、循環再利用又は次工程で利用されるため、本事業場から排出される排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。		
2 縦覧の期間及び場所 (1) 期間 平成15年6月27日から		

平成15年7月18日まで

(2) 場所

香川県環境部環境管理課
丸亀市生活環境部生活環境課

●香川県告示第三百七十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第二項の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があった。

その関係図書は、香川県農政水産部水産課及び土庄町役場建設水道課において平成十五年六月二十七日から同年七月十七日まで公衆の縦覧に供する。

平成十五年六月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 出願年月日

平成十五年五月三十日

二 出願人の名称及び所在地並びに代表者の氏名

土庄町

小豆郡土庄町甲五五九番地二

土庄町長 三木佑二郎

三 埋立区域

1 位置

小豆郡土庄町大字小江字赤崎三六番地四、三六番地五、三六番地六、三六番地一六、

三六番地七、三六番地八の地先無番地の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち①の地点から④の地点を直線で結ぶ平成七年一月六日付け六水A第一二三号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D・L・十二・〇七メートルにより決定）、④の地点から⑨の地点までを直線で結んだ線、⑨の地点から五九度五二分五七秒、一、五〇四・〇〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇四・〇〇メートルの円で⑨の地点と⑩の地点を結ぶ西側の円弧、⑩の地点と①の地点を直線で結ぶ平成十四年秋分の日の満潮位（D・L・十二・〇七メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 小豆郡土庄町大字伊喜末字高尾二四三の三番地の国土地理院四等三角点

伊喜末（北緯三四度三〇分五五・一〇五二秒、東経一三四度一〇分一七・

〇九五三秒）から二八三度三六分〇四秒 四六三・九八メートルの地点

②の地点 ①の地点から二四四度一分二七秒 一・四三メートルの地点

③の地点 ②の地点から三二八度二九分一八秒 一三・〇五メートルの地点

④の地点 ③の地点から二四一度二分四二秒 四一・〇六メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から三三一度二分四二秒 七八・〇〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から三一一度二分四二秒 四八・五〇メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から一五一度二分四二秒 九五・〇〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から六一度二分四二秒 五一・一〇メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から六一度二分四二秒 二・三四メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から一四九度三分五〇秒 一八・四六メートルの地点

面積 四、七八三・〇六平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

小豆郡土庄町大字小江字村内九七二番地の地先無番地地内及び同大字赤崎九九番地一、九八番地一、九六番地三、九六番地二、九六番地五、九五番地、九三番地二、九三番地三、九三番地四、九一番地二、九〇番地二、七二番地四、七二番地三、七二番地三、二二三七番地二、二二三七番地八、二二三七番地七の地先無番地地内、同大字赤崎三六番地四、三六番地五、三六番地六、三六番地一六、三六番地七、三六番地八の地先無番地の地内並びに、同大字字村内九七二番地の地先無番地の地先公有水面及び、同大字字赤崎九九番地一、九八番地一、九六番地三、九六番地二、九六番地五、九五番地、九三番地二、九三番地三、九三番地四、九一番地二、九〇番地二、七二番地四、七二番地三、二二三七番地三、二二三七番地二、二二三七番地八、二二三七番地七の地先無番地の地先公有水面、同大字字赤崎三六番地四、三六番地五、三六番地六、三六番地一六、三六番地七、三六番地八の地先無番地の地先公有水面

2 区域

次のAの地点からGの地点までを順次に結んだ線及びGの地点とAの地点を結んだ

線により囲まれた区域

- Aの地点 基点から二七六度一七分五六秒 五三二・六四メートルの地点
- Bの地点 Aの地点から三三二度二分四二秒 一二六・八七メートルの地点
- Cの地点 Bの地点から三一一度二分四二秒 九〇・七六メートルの地点
- Dの地点 Cの地点から六一一度二分四二秒 七六・〇〇メートルの地点
- Eの地点 Dの地点から一五一度〇九分〇三秒 一六七・五二メートルの地点
- Fの地点 Eの地点から二四三度〇一分二八秒 六〇・〇〇メートルの地点
- Gの地点 Fの地点から一五五度〇一分二三秒 六・四六メートルの地点

3 面積

二四、五六八・七八平方メートル

五 埋立地の用途

漁港施設用地、公用・公共施設用地

●香川県告示第三百七十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第二項の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があった。

その関係図書は、香川県農政水産部水産課及び土庄町役場建設水道課において平成十五年六月二十七日から同年七月十七日まで公衆の縦覧に供する。

平成十五年六月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 出願年月日

平成十五年六月二日

二 出願人の名称及び所在地並びに代表者の氏名

香川県

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県知事職務代理人 香川県副知事 川北文雄

三 埋立区域

1 位置

小豆郡土庄町大字小江字赤崎二三三七番地七、二三三七番地八、二三三七番地二、二三三七番地三、七二番地三、七二番地四、九〇番地二、九一番地二、九三番地四、

九三番地三、九三番地二、九五番地、九六番地五、九六番地二、九六番地三、九八番地一、九九番地一の地先無番地の地先公有水面、及び同大字赤崎三六番地四の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち⑩の地点から五五度一〇分四五秒、一、五〇四・〇〇メートルとの地点を中心とする半径一、五〇四・〇〇メートルの円で⑩の地点と⑨の地点を結ぶ西側の円弧、⑨の地点と⑧の地点を直線で結んだ線、⑧の地点と⑪の地点を直線で結んだ線及び⑪の地点と⑩の地点を結ぶ平成十四年秋分の日の満潮位（D・L・十二・〇メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

⑩の地点 小豆郡土庄町大字伊喜末字高尾二四三の三番地の国土地理院四等三角点

伊喜末（北緯三四度三〇分五五・一〇五二秒、東経一三四度一〇分一七・

九五三秒。以下「基点」という。）から二八八度三分二六秒、四二七

・六九メートルの地点

⑨の地点 ⑩の地点から三二九度三一分五〇秒 一八・四六メートルの地点

⑧の地点 ⑨の地点から二四一度二分四二秒 二・三四メートルの地点

⑪の地点 ⑧の地点から三三一一度四七分五八秒 一二四・六六メートルの地点

3 面積

五二六・五九平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

小豆郡土庄町大字小江字村内九七二番地の地先無番地地内及び同大字赤崎九九番地一、九八番地一、九六番地三、九六番地二、九六番地五、九三番地二、九三番地三、九三番地四、九一番地二、九〇番地二、七二番地四、七二番地三、二三三七番地三、二三三七番地二、二三三七番地七の地先無番地地内、同大字赤崎三六番地四、三六番地五、三六番地六、三六番地一六、三六番地七、三六番地八の地先無番地の地内並びに、同大字字村内九七二番地の地先無番地の地先公有水面及び、同大字字赤崎九九番地一、九八番地一、九六番地三、九六番地二、九六番地五、九五番地、九三番地二、九三番地三、九三番地四、九一番地二、九〇番地二、七二番地四、七二番地三、二三三七番地三、二三三七番地二、二三三七番地八、二三二

- 三七番地七の地先無番地の地先公有水面、同大字赤崎三六番地四、三六番地五、三六番地六、三六番地一六、三六番地七、三六番地八の地先無番地の地先公有水面
- 2 区域

次のAの地点からGの地点までを順次に結んだ線及びGの地点とAの地点を結んだ線により囲まれた区域

- Aの地点 基点から二七六度一七分五六秒 五三二・六四メートルの地点
 Bの地点 Aの地点から三三二度二分四二秒 一二六・八七メートルの地点
 Cの地点 Bの地点から三一一度二分四二秒 九〇・七六メートルの地点
 Dの地点 Cの地点から六一度二分四二秒 七六・〇〇メートルの地点
 Eの地点 Dの地点から一五一度〇九分〇三秒 一六七・五二メートルの地点
 Fの地点 Eの地点から二四三度〇一分二八秒 六〇・〇〇メートルの地点
 Gの地点 Fの地点から一五五度〇一分二二秒 六・四六メートルの地点
- 3 面積
 二四、五六八・七八平方メートル
- 五 埋立地の用途
 道路用地、漁港施設用地

公 告

●香川県公告第四百三十号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十五年六月二十七日

- 一 調達内容
 香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 購入等件名及び予定数量 炭酸カルシウム 一、五〇〇、〇〇〇キログラム

- 2 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 3 納入期間 契約締結の日から平成十六年三月三十一日まで
 4 納入場所 香川郡直島町 香川県直島環境センター内
 5 入札方法

入札金額は、対象物品一キログラム当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額（円未満の端数がある場合は、小数点第二位までの額）を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付されている者であること。
 3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
 4 過去三年間（平成十二年六月二十七日から平成十五年六月二十六日までの間をいう。）において、本公告に示した購入物品と同種又は類似物品の販売実績があること。
 5 本公告に示した購入物品の規格に合致した物品を確実に納入し得ることを証明した者であること。

三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の4及び5に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十五年八月七日午後五時までに四の1の場所に提出しなければならない。

入札者は、当該書類に説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、提出された書類を審査した結果、当該物品を適切かつ確実に納入することができると認められた者に限り入札の対象とする。

四 入札書の提出場所等

<p>1 入札書の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号七六一―三二一〇 香川郡直島町二六二八―一 香川県直島環境センター 電話番号〇八七―八九二―二九八一 ただし、入札書を入札日に持参により提出する場合には、3に記載した日時及び場所による。</p> <p>2 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札可とする。ただし、郵便書留又は信書便でこれに準ずる方法を用い、かつ、親展の封書で送付されるものに限る（郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による入札書の受領期限は、平成十五年八月十八日午後五時までとする。）。</p> <p>3 入札及び開札の日時及び場所 平成十五年八月十九日午前十時 郵便番号七六〇―一八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁北館三階入札室</p> <p>五 その他</p> <p>1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>2 入札保証金及び契約保証金 入札説明書による。</p> <p>3 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。</p> <p>4 入札又は開札の取消し又は延期 天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。</p> <p>5 落札者の決定方法 規則第四百七十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、契約時に入札価格の</p>	<p>内訳書の提出及び事情聴取を求める場合がある。</p> <p>6 落札の無効 落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。</p> <p>7 予約完結権の譲渡 落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。</p> <p>8 契約書作成の要否 要</p> <p>9 その他 詳細は入札説明書による。</p> <p>六 Summary</p> <p>1 Nature and quantity of products to be purchased: Calcium carbonate 1,500,000 kg</p> <p>2 Time - limit for tender: 10:00 a.m., August 19,2003</p> <p>3 Contact point for the notice: Naoshima Environment Center,Kagawa Prefectural Government,2628-1,Naoshima-cho,Kagawa-gun,Kagawa-ken,Japan 761-3110 Tel 087-892-2981</p> <p>●香川県公告第四百三十一号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第六十六条の規定により公告する。 なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。 平成十五年六月二十七日</p> <p>一 調達内容 香川県知事 真 鍋 武 紀</p> <p>1 購入等件名及び予定数量 炭酸カルシウム 二、五〇〇、〇〇〇キログラム</p>
--	--

<p>2 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>3 納入期間 契約締結の日から平成十六年三月三十一日まで</p> <p>4 納入場所 小豆郡土庄町豊島家浦</p> <p>5 入札方法</p> <p>入札金額は、対象物品一キログラム当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百分の百に相当する金額（一円未満の端数がある場合は、小数点第二位までの額）を入札書に記載すること。</p> <p>二 入札参加資格</p> <p>次に掲げる要件を満たす者であること。</p> <p>1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。</p> <p>2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付されている者であること。</p> <p>3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>4 過去三年間（平成十二年六月二十七日から平成十五年六月二十六日までの間をいう。）において、本公告に示した購入物品と同種又は類似物品の販売実績があること。</p> <p>5 本公告に示した購入物品の規格に合致した物品を確実に納入し得ることを証明した者であること。</p> <p>三 入札者に要求される事項</p> <p>入札に参加を希望する者は、二の4及び5に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十五年八月七日午後五時までに四の1の場所に提出しなければならない。</p> <p>入札者は、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>なお、提出された書類を審査した結果、当該物品を適切かつ確実に納入することができると認められた者に限り入札の対象とする。</p> <p>四 入札書の提出場所等</p>	<p>1 入札書の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号七六一―三一一〇 香川県直島町二六二八―一 香川県直島環境センター 電話番号〇八七―八九二―二九八一 ただし、入札書を入札日に持参により提出する場合にあっては、3に記載した日時及び場所による。</p> <p>2 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札可とする。ただし、郵便書留又は信書便でこれに準ずる方法を用い、かつ、親展の封書で送付されるものに限る（郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による入札書の受領期限は、平成十五年八月十八日午後五時までとする。）。</p> <p>3 入札及び開札の日時及び場所 平成十五年八月十九日午前十一時三十分 郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁北館三階入札室</p> <p>五 その他</p> <p>1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>2 入札保証金及び契約保証金 入札説明書による。</p> <p>3 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。</p> <p>4 入札又は開札の取消し又は延期 天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に關し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。</p> <p>5 落札者の決定方法 規則第四百七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、契約時に入札価格の</p>
---	--

内訳書の提出及び事情聴取を求める場合がある。

6 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

7 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

8 契約書作成の要否 要

9 その他 詳細は入札説明書による。

六 Summary

1 Nature and quantity of products to be purchased : Calcium carbonate 2,500,000 kg

2 Time - limit for tender : 11 : 30 a.m., August 19, 2003

3 Contact point for the notice : Naoshima Environment Center, Kagawa Prefectural Government, 2628-1, Naoshima-cho, Kagawa-gun, Kagawa-ken, Japan 761-3110 Tel 087 - 882 - 2981

●香川県公告第四百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、高松市林地区土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（横断道関連）上下所地区）を行うことについて平成十五年六月十二日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十五年七月十一日から同月三十一日まで縦覧に供する。

平成十五年六月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法

第十条第一項の規定により、高松市西植田土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業葛谷三号地区）を行うことについて平成十五年六月十一日認可した。

平成十五年六月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、坂出市松山土地改良区が土地改良事業（基盤整備促進事業真元地区）計画を変更することについて平成十五年五月三十日認可した。

平成十五年六月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、高松市林地区土地改良区から役員の新任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十五年六月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類	氏 名	住 所	退任年月日
一	新任した役員		
理事	峯 一彦	高松市林町一六三番地	平成一五、四、一
	植田 治郎	六条町九二二番地	
	宮本 勇一	林町三〇九番地	
	井口 義行	〃 二二七番地	
	宮井 春夫	六条町三六一番地二	
	鈴木 則夫	〃 一三五四番地三	
	大熊 忠臣	林町一五三七番地	
	松崎 顕久	上林町六〇〇番地二	
	小原 静夫	〃 八三一番地二	
監事	岩井 昭	林町九一八番地二	
	松下 茂	六条町四九番地一	

〃	田中 照美	綾歌郡綾南町大字畑田一四四一番地	〃
〃	泉川 静雄	香川郡香南町大字岡九一六番地	〃
〃	諏訪 博文	高松市川部町三九八番地	〃
〃	古川 恒美	西山崎町三七三番地	〃
〃	中村 敏雄	御厩町七四六番地	〃
〃	山地 悦次	飯田町九九〇番地	〃
〃	天雲 保夫	鬼無町鬼無五四四番地二	〃
〃	綱井 建雄	香西本町四九〇番地	〃
監 事	井原津茂利	香川郡香川町大字川東上八五一番地一	〃
〃	寒川 利徳	高松市一宮町一八〇六番地四	〃
〃	佐々木正明	香川郡香南町大字岡二〇二番地	〃

●香川県公告第四百三十七号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、高松市十河土地改良区から役員の内任について次のとおり届出があった。
 平成十五年六月二十七日

役員の種類	氏 名	住 所	退任年月日
理事	國方 恒雄	高松市小村町一六六番地四	平成一五、五、二〇

●香川県公告第四百三十八号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。
 平成十五年六月二十七日

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地 区 名	工事完了年月日
豊中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 かんがい排水事業	岡本川地区	平成一四、三、一一
〃	単独県費補助土地改良事業	岡田一号地区	平成一四、三、二五

〃	農道整備事業		
〃	単独県費補助土地改良事業 ため池等整備事業	新池地区	平成一四、三、二八
〃	単独県費補助土地改良事業 農道整備事業	摺木原地区	平成一四、三、二五
〃	単独県費補助土地改良事業 かんがい排水事業	五十石地区	平成一四、三、二八
〃	単独県費補助土地改良事業 ため池等整備事業	荒神池地区	平成一三、七、一九
〃	単独県費補助土地改良事業 かんがい排水事業	上沢地区	平成一五、三、二五
〃	単独県費補助土地改良事業 かんがい排水事業	新池下地区	平成一三、三、二一
〃	単独県費補助土地改良事業 かんがい排水事業	松の木地区	平成一三、三、二一
〃	単独県費補助土地改良事業 かんがい排水事業	大地地区	平成一三、三、二一
〃	単独県費補助土地改良事業 ため池等整備事業	新池地区	平成一三、三、一三
〃	単独県費補助土地改良事業 かんがい排水事業	神田池地区	平成一二、六、九

●香川県公告第四百三十九号
 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行うので、香川県建設工事執行規則(昭和三十九年香川県規則第五十四号)第六条第一項の規定により公告する。
 平成十五年六月二十七日

一 入札に付する事項	香川県知事 真 鍋 武 紀
1 工事名 高松工芸高校校舎棟改築工事(第一期)	
2 工事の場所 香川県高松市番町	
3 工事の概要	
(一) 用途 高等学校	

- (二) 敷地面積 三五、四三一・〇〇平方メートル
(三) 構造及び階数 校舎棟 鉄筋コンクリート造五階建
電気室棟 鉄筋コンクリート造平屋建
自転車置場 鉄骨造平屋建
外構工事一式

外構工事一式

- (四) 全体規模 建築面積 一、五五八・九一平方メートル
延べ面積 五、八五八・六八平方メートル

- 4 工期 県の指定する日から約十六月
5 設計金額 一、〇五九、二四四、二〇〇円(消費税及び地方消費税を含む。)

二 入札に参加する者に必要な資格等

- 1 入札参加資格を有する者

特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であつて、次に掲げる要件を満たすものであること。

(一) 共同企業体の要件

- (1) 構成員の数が二者又は三者であり、任意かつ自主的に結成するものであること。
(2) 各構成員の出資比率は、構成員の数が二者である場合にあつては三十パーセント以上、三者である場合にあつては二十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の構成員の要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当しない者であること(なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第一項の規定に該当しない者である。)

- (2) 香川県建設工事指名停止等措置要領(昭和五十九年香川県告示第四百五十六号)による指名停止期間中の者でないこと。

- (3) 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百八十一条の規定による整理開始の申立て若しくは通告、破産法(大正十一年法律第七十一号)第三百三十二条若しくは第三百三十三条の規定による破産の申立て、旧和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条の規定による和議開始の申立て、会社更生法(平成十四年法律第七十五号)第十四条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第二条に規定

する申立てを含む。)又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二十一条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、本項の要件を満たすものとする。

ア 旧会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準(昭和五十五年香川県告示第四百二十七号。以下「資格基準」という。)第四条第四項の規定に基づく資格審査において格付を受けたもの

イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者で、資格基準第二条第四項の規定に基づく資格審査において格付を受けたもの

- (4) 県内に建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第一項に規定する営業所(以下「営業所」という。)を有し、当該営業所に五人以上の建築一式工事に係る技術者を有すること(当該技術者は、法第二十六条第一項又は第二項に規定する主任技術者又は監理技術者であること。)

(三) 共同企業体の代表者の要件

- (1) 香川県の平成十五年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿(以下「入札参加資格者名簿」という。)に記載され、かつ、資格基準第二条の等級別の格付(以下「等級別格付」という。)で建築一式工事の特A等級の格付を受けている者であること。

- (2) 法第十五条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。

- (3) 過去十年間(平成五年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間をいう。以下同じ。)に、地上部の構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物で、一棟の延べ面積が四、六〇〇平方メートル以上であるもの(主要用途が倉庫、駐車場その他これらに類する建築物を除く。以下同じ。)に係る建築主体工事の元請(共同企業体の場合にあつては、代表者に限る。以下同じ。)

- としての施工実績(工事が完成したものに限り。以下同じ。)があること。
(4) 法第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証(建築工事業に係るものに限る。)の交付を受けている者で、(3)に規定する建築主体工事(工事が完成したものに限り。)の元請業者(共同企業体の構成員である場合を含む。)

の担当技術者（建築一式工事に係る者に限る。）としての施工経験があるものを当該入札に付する工事に専任で配置できること。

（四） 共同企業体の構成員（代表者を除く。）の要件

（1） 入札参加資格者名簿に登録され、かつ、等級別格付で建築一式工事の特A等級又はA等級の格付を受けている者であること。

（2） 過去十年間に、地上部の構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物で、一棟の延べ面積が九〇〇平方メートル以上であるものに係る建築主体工事の元請としての施工実績があること又は（三）の（3）に規定する建築主体工事の共同企業体の構成員（出資比率が十五パーセント以上のものに限る。）としての施工実績があること。

（3） 県内に主たる営業所（本社又は本店）を有すること。

2 入札参加資格の確認等

（一） 入札参加希望者は、平成十五年七月十一日までに、様式第一号による入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、様式第二号から第四号までによる入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び共同企業体協定書の写しをそれぞれ二部ずつ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、入札参加資格があると認められた者に限り入札参加の対象とする。

（二） 申請書、資料及び共同企業体協定書の写し（以下「申請書等」という。）は、持参により提出するものとし、郵便等による送付又は電送によるものは受け付けない。

（三） 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は、平成十五年七月二十二日までに書面により通知する。

（四） 資料に記載すべき事項

（1） 一の（三）の（3）及び一の（四）の（2）に掲げる要件を満たすことを証明する工事の施工実績

（2） 一の（三）の（4）に掲げる要件を満たすことを証明する配置予定の技術者の資格及び工事の施工経験

（3） 一の（二）の（4）に掲げる要件を満たすことを証明する営業所及び当該営業所が有する技術者の資格

（五） 申請書等の受付

（1） 受付期間 平成十五年六月三十日から同年七月十一日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

（2） 受付時間 午前九時から午後四時まで。ただし、正午から午後一時までの間を除く。

（3） 受付場所 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県土木部建築課

（六） その他

（1） 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

（2） 提出された申請書等は、返却しない。

3 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

（一） 入札参加資格が認められなかった者は、その理由について、知事に対して説明を求めることができる。

（二） （一）の説明を求める場合には、その旨を記載した書面を平成十五年七月二十九日までに、二の（五）の（2）の時間に二の（五）の（3）の場所へ持参により提出するものとし、郵便等による送付又は電送によるものは受け付けない。

（三） （一）の説明を求めた者に対する回答は、平成十五年八月五日までに、書面により行う。

（四） （三）の回答に不服がある者は、知事に対して苦情の申立てを行うことができる。

（五） 四の苦情の申立てを行う場合には、その旨を記載した書面を、平成十五年八月十四日までに二の（五）の（2）の時間に二の（五）の（3）の場所へ持参により提出するものとし、郵便等による送付又は電送によるものは受け付けない。

（六） 知事は、四の苦情の申立てを受けた場合には、速やかに香川県入札監視委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼し、委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して七日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）以内に、書面により回答する。

4 工事概要書等の交付

（一） 交付期間 工事概要書については、平成十五年六月二十七日から同年七月十一日までとし、設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）については、平成十五年七月二十二日から同年八月七日までとする。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 交付時間 2の(五)の(2)の時間

(三) 交付場所 高松市多肥上町一二五一番地一（香川県高松土木事務所内）

財団法人香川県建設技術センター

電話番号 ○八七―八八―六六三〇

(四) 交付方法 設計図書の交付に当たっては、実費を徴収する。

(五) 設計図書について質問がある場合は、質問事項を記載した書面を次のとおり提出すること。なお、書面は持参又は郵便等による送付により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

(1) 提出期間 平成十五年七月二十三日から同月三十一日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(2) 提出の時間及び場所 2の(五)の(2)の時間及び2の(五)の(3)の場所

(六) (五)の質問に対する回答を記載した書面を次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間 平成十五年八月四日から同月七日まで

(2) 閲覧の時間及び場所 2の(五)の(2)の時間及び2の(五)の(3)の場所

三 入札及び開札等

1 入札及び開札の日時 平成十五年八月八日（金曜日）午前九時三十分

2 入札及び開札の場所 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県庁北館 三階入札室

電話番号 ○八七―八三―一一一一

3 入札書の提出方法 持参により提出するものとし、郵便等による送付又は電送によるものは認めない。

四 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札保証金の納付は、免除する。

2 契約保証金 契約保証金の納付、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証を必要とする。ただし、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合にあっては、この限りでない。

六 工事費内訳書の提出

1 入札者は、入札に際し、入札金額に係る積算の内訳を明らかにした工事費内訳書を提出することとし、入札書の金額と工事費内訳書の金額が一致しない場合は、当該入札は失格とする。工事費内訳書を提出しない場合、工事費内訳書に記名押印のない場合又は記載内容に不備があつて必要事項を確認しがたい場合等その内容に妥当性を欠くと認められる場合は、入札に参加できない。

2 工事費内訳書の項目は、設計図書として交付した設計書の内訳書と同様のものとし、記載内容については、少なくとも数量、金額等を明らかにすること。

3 工事費内訳書は、返却しない。

七 入札の無効等

1 申請書等を期限までに提出しない者、入札参加資格がないと認められた者又は入札参加資格の確認を受けた者であっても入札までの間において二の1に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったものは、入札に参加することができない。

2 入札参加資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者の入札及び入札心得等において示した入札に関する要件に違反した入札は、無効とし、無効の入札をした者が落札者である場合には落札決定を取り消す。

3 入札回数是一回とし、一の5の金額から消費税及び地方消費税を除いた金額を越える入札は失格とする。

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

九 契約の締結

1 当該入札に付する工事に係る請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年香川県条例第二十七号）第二條の規定により、香川県議会の議決が必要である。

2 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が二の1に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

3 当該入札は、香川県が香川県立高松工芸高等学校創立百周年記念委員会が行う事業分を含めた設計で入札を行うものであり、落札者との契約は落札金額を按分したうえ、それぞれ別途に締結するものである。

十 問い合わせ先 郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県土木部建築課

電話番号 〇八七―八三二―三五七七

様式第1号

(日本工業規格A列4番)

入札参加資格確認申請書

平成15年 月 日

香川県知事

真鍋武紀 殿

(共同企業体の名称)

代 表 者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 (印)

構 成 員 住 所
商号又は名称
代表者氏名 (印)

平成15年6月27日付けで入札公告のありました高松工芸高校校舎棟改築工事(第1期)の入札に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、入札公告の二の1に掲げる要件を満たしていること及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札公告の二の1の(三)の(3)及び四の(2)に定める施工実績を記載した書面
- 2 入札公告の二の1の(三)の(4)に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札公告の二の1の(二)の(4)に定める営業所及び当該営業所が有する技術者の資格を記載した書面

(注)

- 1 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する営業所のうち本店以外のものから申請する場合にあっては、委任状を添付すること。
- 2 共同企業体名を冠し、構成員全員で記名押印するとともに、共同企業体協定書の写しを添付すること。
- 3 施工実績については、その実績を確認できる書類を添付すること。
- 4 配置予定の技術者については、資格を証する書類を添付すること。

施 工 実 績

(共同企業体の名称)
商号又は名称

工 事 名 称 等	工 事 名				
	発 注 者 名				
	受 注 者 名				
	工 事 場 所				
	契 約 金 額				
	工 期				
	受 注 形 態 等		共同企業体出資比率	%	
工 事 概 要	工 事 種 別	1 新 築	2 増 築	3 改 築	4 全 面 改 修
	主 たる 用 途				
	構 造 ・ 階 数				
	延 べ 面 積	m ²			
	建 築 面 積	m ²			

(注)

- 1 本表は、構成員ごとに作成すること。
- 2 施工実績は、平成5年4月1日から平成15年3月31日までの間に完成したものを記載すること。
- 3 下記の書類を添付すること。
 - (1) 上表記載の各項目の内容が確認できる書類（契約書、設計図書（仕様書等のうち当該部分が記載されている箇所）の書類の写し等）
 - (2) 工事の完成が確認できる書類
- 4 「工期」の終期については、当該工事の完成年月日を記入すること。
- 5 「受注形態等」については、「単体」、「共同企業体の代表者」又は「共同企業体構成員」と記入し、共同企業体にあつては出資比率を記入すること。
- 6 「工事種別」については、該当する番号に○をすること。

様式第3号

(日本工業規格A列4番)

配置予定の技術者の資格・工事経験

(共同企業体の名称)
商号又は名称

氏 名		
工 事 経 験	工 事 名	
	発 注 者 名	
	受 注 者 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	
	従 事 役 職	
工 事 概 要	工 事 種 別	1 新 築 2 増 築 3 改 築 4 全 面 改 修
	主 たる 用 途	
	構 造 ・ 階 数	
	延 べ 面 積	m ²
	建 築 面 積	m ²

(注)

- 1 「工事経験」については、他の会社等で従事していた経験を含む。
- 2 指定建設業監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限る。）の写しを添付すること。
- 3 「工事種別」については、該当する番号に○をすること。

●香川県公告第四百四十号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県建設工事執行規則（昭和三十九年香川県規則第五十四号）第六条第一項の規定により公告する。

平成十五年六月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 入札に付する事項

1 工事名 東山魁夷美術館（仮称）建築工事

2 工事の場所 香川県坂出市沙弥島

3 工事の概要

(一) 用途 美術館

(二) 敷地面積 五、〇二九・九四平方メートル

(三) 構造及び階数 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造二階建

(四) 規模 建築面積 七二二・六二平方メートル
延べ面積 八一九・九五平方メートル

4 工期 県の指定する日から約十二月

5 設計金額 五六八、八七二、一五〇円（消費税及び地方消費税を含む。）

二 入札に参加する者に必要な資格等

1 入札参加資格を有する者

単体企業又は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であつて、次に掲げる要件を満たすものであること。

(一) 単体企業又は共同企業体の構成員の要件

(1) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第一項の規定に該当しない者である。）。

(2) 香川県建設工事指名停止等措置要領（昭和五十九年香川県告示第四百五十六号）による指名停止期間中の者でないこと。

(3) 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百八十一条の規定による整理開始の申立て若しくは通告、破産法（大正十一年法律第七十一号）第三百三十二条若しくは

は第三百三十三条の規定による破産の申立て、旧和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条の規定による和議開始の申立て、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第二条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、本項の要件を満たすものとする。

ア 旧会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準（昭和五十五年香川県告示第四百二十七号。以下「資格基準」という。）第二条第四項の規定に基づく資格審査において格付を受けたもの

イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者で、資格基準第二条第四項の規定に基づく資格審査において格付を受けたもの

(4) 県内に建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第一

項に規定する営業所（以下「営業所」という。）を有し、当該営業所に五人以上の建築一式工事に係る技術者を有すること（当該技術者は、法第二十六条第一項又は第二項に規定する主任技術者又は監理技術者であること。）。

(二) 単体企業又は共同企業体の代表者の要件

(1) 香川県の平成十五年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に記載され、かつ、資格基準第二条の等級別の格付（以下「等級別格付」という。）で建築一式工事の特A等級の格付を受けている者であること。

(2) 法第十五条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。

(3) 過去十年間（平成五年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間をいう。以下同じ。）に、地上部の構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物で、一棟の延べ面積が六五〇平方メートル以上であるもの（主要用途は美術館、博物館に限る。）に係る建築主体工事の元請（共同企業体の場合にあつては、代表者に限り。以下同じ。）としての施工実績（工事が完成したものに限り。以下同じ。）があること。

(4) 法第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証(建築工事業に係るものに限る。)の交付を受けている者で、(3)に規定する建築主体工事(工事が完成したものに限る。)の元請業者(共同企業体の構成員である場合を含む。)の担当技術者(建築一式工事に係る者に限る。)としての施工経験があるものを当該入札に付する工事に専任で配置できること。

(5) 単体企業にあつては、県内に主たる営業所(本社又は本店)を有すること。

(三) 共同企業体の構成員(代表者を除く。)の要件

(1) 入札参加資格者名簿に登載され、かつ、等級別格付で建築一式工事の特A等級又はA等級の格付を受けている者であること。

(2) 過去十年間に、地上部の構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物で、一棟の延べ面積が一三〇平方メートル以上であるもの(主要用途が倉庫、駐車場その他これらに類する建築物を除く。以下同じ。)に係る建築主体工事の元請としての施工実績があること又は一棟の延べ面積が六五〇平方メートル以上であるものに係る建築主体工事の共同企業体の構成員(出資比率が十五パーセント以上のものに限る。)としての施工実績があること。

(3) 県内に主たる営業所(本社又は本店)を有すること。

(四) 共同企業体の要件

(1) 構成員の数が二者又は三者であり、任意かつ自主的に結成するものであること。

(2) 各構成員の出資比率は、構成員の数が二者である場合にあつては三十パーセント以上、三者である場合にあつては二十パーセント以上であること。

2 入札参加資格の確認等

(一) 入札参加希望者は、平成十五年七月十一日までに、様式第一号による入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、様式第二号から第四号までによる入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)、及び入札参加希望者が共同企業体である場合にあつては共同企業体協定書の写しをそれぞれ二部ずつ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、入札参加資格があると認められた者に限り入札参加の対象とする。

(二) 申請書、資料及び共同企業体協定書の写し(以下「申請書等」という。)は、持参により提出するものとし、郵便等による送付又は電送によるものは受け付けない。

(三) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は、平成十五年七月二十二日までに書面により通知する。

(四) 資料に記載すべき事項

(1) 1の(二)(3)及び1の(三)(2)に掲げる要件を満たすことを証明する工事の施工実績

(2) 1の(二)(4)に掲げる要件を満たすことを証明する配置予定の技術者の資格及び工事の施工経験

(3) 1の(一)(4)に掲げる要件を満たすことを証明する営業所及び当該営業所が有する技術者の資格

(五) 申請書等の受付

(1) 受付期間 平成十五年六月三十日から同年七月十一日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(2) 受付時間 午前九時から午後四時まで。ただし、正午から午後一時までの間を除く。

(3) 受付場所 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県土木部建築課

(六) その他

(1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

3 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

(一) 入札参加資格が認められなかった者は、その理由について、知事に対して説明を求めることができる。

(二) (一)の説明を求めるときには、その旨を記載した書面を平成十五年七月二十九日までに、2の(五)(2)の時間に2の(五)(3)の場所へ持参により提出するものとし、郵便等による送付又は電送によるものは受け付けない。

(三) (一)の説明を求めた者に対する回答は、平成十五年八月五日までに、書面により行う。

(四) (三)の回答に不服がある者は、知事に対して苦情の申立てを行うことができる。

(五) 四の苦情の申立てを行う場合には、その旨を記載した書面を、平成十五年八月十四日までに2の(五)(2)の時間に2の(五)(3)の場所へ持参により提出するものとし、

郵便等による送付又は電送によるものは受け付けない。

(六) 知事は、(四)の苦情の申立てを受けた場合には、速やかに香川県入札監視委員会以下「委員会」という。)に審議を依頼し、委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して七日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)以内に、書面により回答する。

4 工事概要書の交付

(一) 交付期間 工事概要書については、平成十五年六月二十七日から同年七月十一日までとし、設計書、図面及び仕様書(以下「設計図書」という。)については、平成十五年七月二十二日から同年八月七日までとする。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 交付時間 2の(五)の(2)の時間

(三) 交付場所 高松市多肥上町一二五一番地一(香川県高松土木事務所内)

財団法人香川県建設技術センター

電話番号 ○八七―八八八―六六三〇

(四) 交付方法 設計図書の交付に当たっては、実費を徴収する。

(五) 設計図書について質問がある場合は、質問事項を記載した書面を次のとおり提出すること。なお、書面は持参又は郵便等による送付により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

(1) 提出期間 平成十五年七月二十三日から同月三十一日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(2) 提出の時間及び場所 2の(五)の(2)の時間及び2の(五)の(3)の場所

(六) (五)の質問に対する回答を記載した書面を次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間 平成十五年八月四日から同月七日まで

(2) 閲覧の時間及び場所 2の(五)の(2)の時間及び2の(五)の(3)の場所

三 入札及び開札等

1 入札及び開札の日時 平成十五年八月八日(金曜日) 午前十時三十分

2 入札及び開札の場所 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県庁北館 三階入札室

電話番号 ○八七―八三二―一一一一

3 入札書の提出方法 持参により提出するものとし、郵便等による送付又は電送によるものは認めない。

四 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札保証金の納付は、免除する。

2 契約保証金 契約保証金の納付、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証を必要とする。ただし、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合にあっては、この限りでない。

六 工事費内訳書の提出

1 入札者は、入札に際し、入札金額に係る積算の内訳を明らかにした工事費内訳書を提出することとし、入札書の金額と工事費内訳書の金額が一致しない場合は、当該入札は失格とする。工事費内訳書を提出しない場合、工事費内訳書に記名押印のない場合又は記載内容に不備があつて必要事項を確認しがたい場合等その内容に妥当性を欠くと認められる場合は、入札に参加できない。

2 工事費内訳書の項目は、設計図書として交付した設計書の内訳書と同様のものとし、記載内容については、少なくとも数量、金額等を明らかにすること。

3 工事費内訳書は、返却しない。

七 入札の無効等

1 申請書等を期限までに提出しない者、入札参加資格がないと認められた者又は入札参加資格の確認を受けた者であっても入札までの間において二の1に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったものは、入札に参加することができない。

2 入札参加資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者の入札及び入札心得等において示した入札に関する要件に違反した入札は、無効とし、無効の入札をした者が落札者である場合には落札決定を取り消す。

3 入札回数は一回とし、一の5の金額から消費税及び地方消費税を除いた金額を越える入札は失格とする。

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち最低の価格をもつて入札した者を落札者とすることがある。

九 契約の締結

1 当該入札に付する工事に係る請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年香川県条例第二十七号)第二条の規定により、香川県議会の議決が必要である。

2 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が一の1に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

十 問い合わせ先 郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県土木部建築課

電話番号 ○八七―八三―三三三五七五

様式第1号

(日本工業規格A列4番)

入札参加資格確認申請書

平成15年 月 日

香川県知事
真鍋武紀 殿

(共同企業体の名称)

代 表 者 住 所
又 は 商号又は名称
単 体 企 業 代 表 者 氏 名 ⑩

構 成 員 住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 ⑩

平成15年6月27日付けで入札公告のありました東山魁夷美術館（仮称）建築工事の入札に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、入札公告の二の1に掲げる要件を満たしていること及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札公告の二の1の(二)の(3)及び(三)の(2)に定める施工実績を記載した書面
- 2 入札公告の二の1の(二)の(4)に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札公告の二の1の(一)の(4)に定める営業所及び当該営業所が有する技術者の資格を記載した書面

(注)

- 1 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち本店以外のものから申請する場合にあっては、委任状を添付すること。
- 2 特定建設工事共同企業体により申請する場合にあっては、共同企業体名を冠し、構成員全員で記名押印するとともに、共同企業体協定書の写しを添付すること。
- 3 施工実績については、その実績を確認できる書類を添付すること。
- 4 配置予定の技術者については、資格を証する書類を添付すること。

施 工 実 績

(共同企業体の名称)
商号又は名称

工 事 名 称 等	工 事 名				
	発 注 者 名				
	受 注 者 名				
	工 事 場 所				
	契 約 金 額				
	工 期				
	受 注 形 態 等		共同企業体出資比率	%	
工 事 概 要	工 事 種 別	1 新 築	2 増 築	3 改 築	4 全 面 改 修
	主 たる 用 途				
	構 造 ・ 階 数				
	延 べ 面 積	m ²			
	建 築 面 積	m ²			

(注)

- 1 特定建設工事共同企業体により申請する場合にあっては、構成員ごとに作成すること。
- 2 施工実績は、平成5年4月1日から平成15年3月31日までの間に完成したものを記載すること。
- 3 下記の書類を添付すること。
 - (1) 上表記載の各項目の内容が確認できる書類（契約書、設計図書（仕様書等のうち当該部分が記載されている箇所）の書類の写し等）
 - (2) 工事の完成が確認できる書類
- 4 「工期」の終期については、当該工事の完成年月日を記入すること。
- 5 「受注形態等」については、「単体」、「共同企業体の代表者」又は「共同企業体構成員」と記入し、共同企業体にあつては出資比率を記入すること。
- 6 「工事種別」については、該当する番号に○をすること。

様式第3号

(日本工業規格A列4番)

配置予定の技術者の資格・工事経験

(共同企業体の名称)

商号又は名称

氏 名		
工 事 経 験	工 事 名	
	発 注 者 名	
	受 注 者 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	
	従 事 役 職	
工 事 概 要	工 事 種 別	1 新 築 2 増 築 3 改 築 4 全 面 改 修
	主 たる 用 途	
	構 造 ・ 階 数	
	延 べ 面 積	m ²
	建 築 面 積	m ²

(注)

- 1 「工事経験」については、他の会社等で従事していた経験を含む。
- 2 指定建設業監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限る。）の写しを添付すること。
- 3 「工事種別」については、該当する番号に○をすること。

公安委員会告示

●香川県公安委員会告示第三十号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第五十一条の三第一項の規定に基づき指定車両移動保管機関として指定した法人の代表者の氏名の変更について、指定車両移動保管機関等に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第七号）第三条第一項の規定により次のとおり届出があった。

平成十五年六月二十七日

香川県公安委員会委員長 伊 東 弘 敦

名 称	代 表 者 の 氏 名		変 更 年 月 日
	変 更 前	変 更 後	
財団法人香川県交通安全協会	堀口 忠雄	佐藤敬一郎	平成十五年五月二十九日

●香川県公安委員会告示第三十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八十条の三十一第一項の規定に基づき香川県交通安全活動推進センターとして指定した法人の代表者の氏名の変更について、交通安全活動推進センターに関する規則（平成十年国家公安委員会規則第三号）第三条第一項の規定により次のとおり届出があった。

平成十五年六月二十七日

香川県公安委員会委員長 伊 東 弘 敦

名 称	代 表 者 の 氏 名		変 更 年 月 日
	変 更 前	変 更 後	
財団法人香川県交通安全協会	堀口 忠雄	佐藤敬一郎	平成十五年五月二十九日

●香川県公安委員会告示第三十二号

道路交通法施行細則（平成十二年香川県公安委員会規則第三号）第五十五条第一項の規定に基づき指定試験車管理機関として指定した法人の代表者の氏名に変更があったので、次のとおり告示する。

平成十五年六月二十七日

香川県公安委員会委員長 伊 東 弘 敦

名 称	代 表 者 の 氏 名		変 更 年 月 日
	変 更 前	変 更 後	
財団法人香川県交通安全協会	堀口 忠雄	佐藤敬一郎	平成十五年五月二十九日

●香川県公安委員会告示第三十三号

平成十四年香川県公安委員会告示第六号（道路交通法の規定による初心運転者講習を行わせる機関の指定）及び平成十四年香川県公安委員会告示第七号（道路交通法の規定による運転免許取得者教育の認定）の一部を次のように改正する。

平成十五年六月二十七日

香川県公安委員会委員長 伊 東 弘 敦

- 第一 平成十四年香川県公安委員会告示第六号の一部を次のように改正する。
表中「堀口忠雄」を「佐藤敬一郎」に改める。
- 第二 平成十四年香川県公安委員会告示第七号の一部を次のように改正する。
表中「堀口忠雄」を「佐藤敬一郎」に改める。

公安委員会公告

●香川県公安委員会公告第五十号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）第二条の規定により公示する。

平成十五年六月二十七日

香川県公安委員会委員長 伊 東 弘 敦

- 一 審査の期日及び場所
 - 1 期日 平成十五年七月二十八日（月）
 - 2 場所 高松市郷東町五八七番地一三八 香川県警察本部交通部運転免許課
- 二 審査の種類
 - 大型自動車第二種免許に係る審査

三 審査の申請手続

- 1 受付期間 平成十五年七月十四日(月) から同月十八日(金) まで
- 2 受付場所 高松市郷東町五八七番地一三八
香川県警察本部交通部運転免許課(電話番号〇八七―八三三―〇一一〇
内線七二二―二二二又は七二二―二二三)
- 3 提出書類

- (一) 審査申請書(2の受付場所で交付する用紙に必要な事項を記入したもの)
- (二) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの)
- (三) 規則第十七条第一項又は第三項の規定により審査細目が免除される場合は、同条第一項第一号若しくは第二号又は第三項第一号若しくは第二号のいずれかに該当することを証する書面を添付すること。
- 4 審査手数料 香川県証紙により納入すること。
- 四 その他

●香川県公安委員会公告第五十一号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に行う教習指導員審査を実施するのべ、技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)第十条第二項において準用する規則第二条の規定により公示する。

平成十五年六月二十七日

香川県公安委員会委員長 伊 東 弘 敦

一 審査の期日及び場所

- 1 期日 平成十五年七月二十八日(月)

- 2 場所 高松市郷東町五八七番地一三八 香川県警察本部交通部運転免許課

二 審査の種類

大型自動車第二種免許に係る審査

三 審査の申請手続

- 1 受付期間 平成十五年七月十四日(月) から同月十八日(金) まで
- 2 受付場所 高松市郷東町五八七番地一三八
香川県警察本部交通部運転免許課(電話番号〇八七―八三三―〇一一〇
内線七二二―二二二又は七二二―二二三)
- 3 提出書類

- (一) 審査申請書(2の受付場所で交付する用紙に必要な事項を記入したもの)
- (二) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの)
- (三) 規則第十七条第一項又は第五項の規定により審査細目が免除される場合は、同条第一項第一号若しくは第二号又は第五項第一号若しくは第二号のいずれかに該当することを証する書面を添付すること。
- 4 審査手数料 香川県証紙により納入すること。
- 四 その他

監査委員公表

●香川県監査委員公表第23号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成15年6月27日

香川県監査委員 鎌 田 守 泰
同 名 和 基 延
同 石 川 綱 治
同 広 瀬 良 義

行政監査の結果に対する措置状況
廃棄物処理業務の委託事務について

対象機関	項 目	改善又は検討を要する事項 (要約)	左に対する措置結果

川部みどり園	一般廃棄物処理業務の委託事務	給食の残飯を家畜の飼料として許可業者でない者にその処理を委託している。給食の残飯は一般廃棄物であるため、その処分については、事業所の所在する市町と協議して適正に処理する必要がある。	当園の所在する高松市においては、事業所からの一般廃棄物は、市のごみ処理施設で処理しており、自ら持ち込めば、高松市長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託しなければならぬ。平成15年度から、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託している。
津田病院 白鳥病院	同上	委託料の月額が30万円を超えていないことを理由に予定価格を設定していないものがあるが、契約期間中の支出見込額（年額）が30万円を超えるものについては、予定価格調書を作成する必要がある。	平成15年度契約時から、予定価格調書を作成している。
医療短期大学 中央病院 丸亀病院 津田病院 白鳥病院 がん検診センター	同上	委託料の契約期間中の支出見込額（年額）が、100万円を超えるものを随意契約としている。委託業者の選定に当たっては、原則として競争原理を取り入れるべきであり、特に、100万円を超えるものについては、契約方法を検討する必要がある。	平成15年度一般廃棄物処理業務委託契約から、指名競争入札を実施している。 (中央病院、丸亀病院、津田病院、白鳥病院、がん検診センター) 平成16年度契約から指名競争入札とする。 (医療短期大学)
津田病院 白鳥病院	産業廃棄物処理業務の委託事務	委託料の月額が30万円を超えていないことを理由に予定価格を設定していないものがあるが、契約期間中の支出見込額（年額）が30万円を超えるものについては、予定価格調書を作成する必要がある。	平成15年度契約時から、予定価格調書を作成している。
高松高等技術学校	一般廃棄物処理業務の委託事務	一般廃棄物処理業務の委託契約書において産業廃棄物に分類される廃油を一般廃棄物と記載している。契約に当た	平成15年度一般廃棄物処理業務の委託契約においては、産業廃棄物に分類される「廃油」を除外し、「可燃物」

大阪事務所	同上	委託料の契約期間中の支出見込額（年額）が、100万円を超えるものを随意契約としている。委託業者の選定に当たっては、原則として競争原理を取り入れるべきであり、特に、100万円を超えるものについては、契約方法を検討する必要がある。	特別管理産業廃棄物の保管場所に常時施設がされていらない等の管理上の問題がある。人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれのある性状を有する特別管理産業廃棄物の取扱いについては、保管場所への関係者以外への出入りの規制、施設等の徹底等特に厳格な対応が必要である。	その他「重機回送費」につき、契約締結を行った。また、平成15年度において、「廃油」の廃棄処理見込みがないうことから、産業廃棄物処理業務の委託契約は行っていない。今後、委託契約以外の廃棄物処理を行う場合は、その分類を十分確認し、適切な処理委託契約を行う。	大阪事務所（香川県ピル）は所在地が県外であることやその立地条件等から、委託業者の選定について競争入札が適さないため随意契約としているが、競争原理を取り入れる趣旨から、今後の契約について見積書徴収業者を増やすなどの対応を検討している。
西部署畜保健衛生所	産業廃棄物処理業務の委託事務				特別管理産業廃棄物は、専用運搬容器に収集後、一階検査室の専用保管庫に施設するよう改めた。また、一階検査室の入口には、特別管理産業廃棄物を保管している旨の取扱い注意表示を行い、関係者以外が立ち入らないように施設するとともに、職員にその旨を周知徹底した。

平成十五年六月二十七日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています